

物価高対策支援給付金について

住民税非課税世帯を支援する「物価高対策支援給付金」について、次のとおり実施しますので、お知らせします。

1 制度の概要

- (1)対象者 次の要件を満たす世帯主
①令和6年12月13日に福岡市に住民登録されている
②世帯全員の令和6年度住民税が非課税
- (2)支給額 1世帯あたり3万円
※18歳以下の児童(平成18年4月2日以降出生)1人あたり2万円を加算

2 手続き

- (1)令和5・6年度に福岡市物価高騰緊急支援金を受給した方
福岡市から「支給案内通知書」を送付のうえ、支給。(申請不要)

- (2)上記(1)以外の方
対象と思われる世帯に、福岡市から「確認書」を送付。
対象者は必要事項を記入し、郵送またはオンラインで申請後、支給。
※オンライン申請は、公金受取口座の登録が必要。

〔注〕(1)の「支給案内通知書」もしくは(2)の「確認書」が届かない方
令和 6 年 1 月 2 日以降に福岡市に転入した人がある世帯等は、支給対象であっても申請書の提出が必要な場合があります。

3 支給開始日

2 月下旬から順次

4 発送日

1 月下旬

5 その他

- (1)ホームページ
1 月 24 日以降、手続き方法やよくある質問、申請様式等を順次掲載してまいります。



- (2)令和6年度福岡市物価高対策支援給付金コールセンター(お問合せ先)
電話番号 0120-103-525
受付時間 午前 9 時から午後 6 時まで 平日のみ(土曜、日曜、祝日は除く)